

令和5年 No44

○国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

休学及び退学に伴う授業料の取扱いの見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和5年9月14日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和5年規則第23号

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則（平成16年規則第32号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学学生納付金規則の一部改正について

改正理由：休学及び退学に伴う授業料の取扱いの見直し並びに字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(授業料の収納方法及び収納時期)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、春学期にあつては4月、秋学期にあつては10月に収納するものとする。ただし、高等学校等就学支援金の受給対象外の者は、11月に収納するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>学生又は児童、生徒若しくは園児（以下「児童等」という。）</u>の申出があつたときは、春学期に係る授業料を収納するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(授業料の収納方法)</p> <p>第3条 授業料の収納は、各年度に係る授業料について、春学期及び秋学期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において収納する額は、年額の2分の1に相当する額とする。</p> <p>2 前項の授業料は、春学期にあつては4月、秋学期にあつては10月に収納するものとする。ただし、高等学校等就学支援金の受給対象外の者は、11月に収納するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、<u>学生又は生徒の申出があつたときは</u>、春学期に係る授業料を収納するときに、当該年度の秋学期に係る授業料を併せて収納するものとする。</p> <p>4 〔省略〕</p>
<p>〔省略〕</p> <p>(休学又は退学の場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第7条 秋学期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。</p> <p><u>2 春学期又は秋学期において、授業料の徴収の時期又はその翌月の初日に休学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 第1項及び前項の規定にかかわらず、附属学校に在籍する児童等が休学又は退学（幼稚園においては休園又は退園。以下同じ。）する場合に収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、休学又は退学する日の属する月（月の初日に休学する場合はその前月）までの月数を乗じた額とする。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(退学等の場合における授業料の額及び収納方法)</p> <p>第7条 秋学期の収納の時期前に退学する者から収納する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の受給権者である者が退学する場合、附属幼稚園等の児童が退園する場合及び附属特別支援学校幼稚部の児童が退学する場合に収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、退学又は退園する日の属する月までの月数を乗じた額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の受給対象外の者が、第3条第2項ただし書きに規定する収納の時期前に退学する場合に収納する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に、退学する日の属する月までの月数を</u></p>

4 第1項及び第2項の場合における授業料は、大学の指定する日までに収納するものとする。

〔省略〕

附 則

この規則は、令和5年9月14日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

乗じた額とする。

4 第1項及び前項の場合における授業料は、大学の指定する日までに収納するものとする。

〔省略〕